

# 令和3年度当初予算知事審査における主要な議論

## (病院局)

### 地方独立行政法人埼玉県立病院機構運営費負担金(B1)

- 知事 独法化により、県立病院としての役割と経営の改善という2つの柱を両立することが求められるが、その中で4病院はどのように対応していくのか。
- 担当部局 民間病院では対応できない不採算医療や県の政策医療に対してより一層力を入れていく。  
例えばがんセンターでは、症例が極めて少ない希少がん患者や再発がん患者を受け入れる。  
さらに、入退院支援センターでしっかり患者をサポートすることで満足度の向上を図り、受入患者数を増やしていきたい。
- 知事 独法化により組織体制が変わることによってどのような効果があるのか。
- 担当部局 独法化後も県立病院としての役割は変わらないが、運営面では、例えば看護師を4病院間で相互に派遣できるようなフレキシブルな対応ができるようになる。
- 知事 医療人材の確保についてはどのように行っていくのか。
- 担当部局 医師にとって魅力的な環境整備を行い、大学病院から医師を積極的に受け入れることで、今後も高度・専門的なスキルを持つ医師の継続的な確保に努めていく。  
特に小児医療センターには若手の医師を育成するための良い環境が整っている。  
総合医局機構の奨学金等も活用し、4病院の勤務医として活躍してもらえよう、優秀な人材を育成していきたい。

# 令和 3年度予算見積調書

課室名：経営管理課  
 担当名：企画・経営財務担当  
 内線：5982

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B1	地方独立行政法人埼玉県立病院機構運営費負担金			一般会計	衛生費	地方独立行政法人支出金	病院機構支出金	病院機構支出金	
事業期間	昭和39年度～	根拠法令	地方独立行政法人法			宣言項目分野施策	02 健康・医療・介護の安心確保 020307 地域医療体制の充実		
1 事業概要 病院機構の行う事業に係る経費のうち、政令で定める額を負担する。				5 事業説明 (1) 事業内容 病院機構が行う事業に要する経費のうち必要な経費に相当する費用及びその収入をもって充てることができないと認められる費用について、一般会計より支出を行う。 15,506,605千円					
(1) 循環器・呼吸器病センター 3,536,393千円 (2) がんセンター 2,880,329千円 (3) 小児医療センター 7,716,438千円 (4) 精神医療センター 1,315,068千円 (5) 経営管理課 58,377千円				(2) 事業計画 病院の建設改良に要する経費 3,327,122千円 結核医療に要する経費 336,543千円 精神医療に要する経費 569,462千円 感染症医療に要する経費 311,128千円 リハビリテーション医療に要する経費 518,319千円 周産期医療に要する経費 1,584,031千円 小児医療に要する経費 1,023,087千円 救急医療の確保に要する経費 1,648,797千円 高度医療に要する経費 4,416,919千円 公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費 187,298千円 院内保育所の運営に要する経費 138,765千円 経営基盤強化対策に要する経費 707,579千円 保健衛生行政事務に要する経費 308,138千円 その他 429,417千円					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)				(3) 事業効果 県民福祉の向上を図り、安心・安全の地域医療体制を提供することができる。					
3 地方財政措置の状況 交付税措置 病院事業債の元利償還金の25%									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	15,506,605							15,506,605	△640,150
前年額	16,146,755							16,146,755	